

大船渡市定員管理計画  
令和6年度～令和10年度

大船渡市

令和6年3月

## 目次

1	計画策定の趣旨	2
2	定員管理計画とは	3
	(1) 法律・条例による規定	3
	(2) 定員管理の対象となる職員	3
3	これまでの定員適正化の取組	4
	(1) 平成14年度～平成23年度	4
	(2) 平成24年度～令和2年度	5
	(3) 令和3年度～令和5年度	6
4	現状分析	7
	(1) 人口と職員数の推移	7
	(2) 県内他市との比較	7
	(3) 全国の類似団体との比較（令和4年4月1日現在）	8
	(4) 定員回帰指標による試算値との比較	11
	(5) 人件費の状況	11
	(6) 年齢構成	13
	(7) 時間外勤務命令の状況	15
	(8) 障害者雇用の状況	15
	(9) 会計年度任用職員の状況	15
	(10) 61歳以上の職員について	16
5	定員管理計画の内容	17
	(1) 基本方針	17
	(2) 計画期間	18
	(3) 対象職員	18
	(4) 数値目標	18
	(5) 定員管理の具体的方策	19
	(6) 会計年度任用職員の任用管理について	20

---

# 1 計画策定の趣旨

---

当市では、平成 13 年度の大船渡市と三陸町との合併時に、合併建設計画と同様、10 年間の計画期間とする定員適正化計画（以下「適正化計画」という。）を策定して適正な定員管理に努めてきました。

その後、平成 23 年の東日本大震災により、全国各地から派遣職員の支援をいただいていたことから、令和元年度まで適正化計画を策定しない時期もありましたが、令和 2 年度をもって大船渡市復興計画（以下「市復興計画」という。）が終了すること、また、令和 3 年度を初年度とする大船渡市総合計画 2021 がスタートすることを機に、これからの新しいまちづくりに対応した行政執行体制を整備し、質の高い行政サービスの効率的な提供に資するため、令和 2 年度から令和 7 年度までを計画期間とする適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めてきたところです。

現在、物価高騰対策、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進、少子高齢化に伴う人口減少社会の進行や社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化、厳しさを増す財政状況、地方創成などへの対応など、行政を取り巻く環境はこれまで以上に速いスピードで変化を続けております。

また、定年引上げの実施による職員構造の変化の中で、将来を見据えた職員の人材育成や働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備が求められています。

こうした背景を踏まえ、行政需要に的確に対応できる職員数を管理していく必要があることから、今般、現計画を変更し、令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間とする「定員管理計画」の策定を行うものです。

本計画の策定に当たっては、「削減」や「適正化」を図る段階から、必要に応じた職員数を確保した上で、効率的で質の高い行政サービスを実現し、多様な人材を活用することなどにより、時代に応じた職員体制を実現していくことを目的に、名称をこれまでの「定員適正化計画」から「定員管理計画」に変更することとします。

## 2 定員管理計画とは

### (1) 法律・条例による規定

地方自治法により、地方公共団体の職員の定数は、条例で定められています。

#### ○地方自治法（抜粋）

第 172 条 前 11 条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 [略]

当市では、「大船渡市職員定数条例」で、任命権者別の職員の定数（配置できる職員数の上限）を次のとおり定めており、全体では 444 人となっています。

#### ○大船渡市職員定数条例（抜粋）

第 2 条 職員の定数は次の表に掲げるとおりとする。

区分	定数
1 市長事務部局	353 人
2 議会事務部局	7 人
3 選挙管理委員会事務部局	3 人
4 監査委員事務部局	3 人
5 農業委員会事務部局	6 人
6 教育委員会事務部局、市立学校その他教育機関	54 人
7 地方公営企業事務部局	18 人

### (2) 定員管理の対象となる職員

当市では、定数条例で職員数の上限を規定しているほか、次の職員を定員管理の対象とし、現員数を管理しています。

#### ○定員管理の対象となる職員

正規職員、任期付職員、再任用職員（フルタイム）、岩手県後期高齢者医療広域連合への派遣職員、岩手県への派遣職員（割愛派遣を除く）

#### ○定員管理の対象とならない職員

会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）、（常勤及び非常勤）特別職 ・ 臨時的任用職員、気仙広域連合職員、大船渡地区環境衛生組合職員、岩手県等への割愛派遣職員、受入した派遣職員、岩手沿岸南部広域環境組合への派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員

### 3 これまでの定員適正化の取組

#### (1) 平成 14 年度～平成 23 年度

大船渡市と三陸町の合併に伴う職員の適正化計画は、合併協定書第 9 項及び合併時の組織機構整備の基本方針に基づき、合併建設計画の財政計画等を勘案して策定されました。市では、この計画に基づいてすべての行政部門にわたって事務事業の見直しを進め、合併による行政・財政運営の効率化を進めてきました。

その結果、平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間に、計画目標 75 人に対し、92 人の削減が図られました。

<合併協定書第 9 項>

9 (略)

定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

<合併時の組織機構整備の基本方針>

- 1 合併建設計画に基づく行政課題に相応した組織機構とすること。
- 2 市民サービスに混乱をきたさない組織機構とすること。
- 3 地方分権時代に即した行政運営を測れる機構とすること。
- 4 簡素で効率的な機構とすること。

表 3-1 平成 14 年度～平成 23 年度の職員数<sup>※1</sup>の推移（単位：人）

区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
退職者 <sup>※2</sup>	▲32	▲18	▲19	▲28	▲4	▲15	▲11	▲21	▲13	▲26	合併時との比較 492 <sup>※5</sup> -400
採用者 <sup>※3</sup>	16	8	10	11	1	5	10	12	9	14	
その他 <sup>※4</sup>						▲2			1		
職員数 <sup>※1</sup>	476	466	457	440	437	425	424	415	412	400	▲92

※1 職員数：各年度 4 月 1 日現在の職員数（平成 23 年度は 7 月 1 日現在の職員数）

※2 退職者：前年度中の退職者数

※3 採用者：前年度 4 月 2 日から当該年度 4 月 1 日までの採用者数

※4 その他：一部事務組合への派遣の増減等

※5 合併時（平成 13 年 11 月 15 日）の職員数

## (2) 平成 24 年度～令和 2 年度

市復興計画期間（平成 24 年度～令和 2 年度）においては、全国の自治体等から多数の応援職員の派遣を受けてきたことから、通常の定員管理ができないと判断し、前述のとおり定員適正化計画は策定せず、職員数が毎年ほぼ横ばいとなるよう自助努力を続けてきました。

この間、派遣を受けた職員は、復興関係の業務量がピークとなった平成 27 年度に最多の 83 人となりましたが、以後、市復興計画登載事業の収束により減員に転じ、令和元年度以降、自立した行政執行体制の確立を見据え、おおむね半数ずつを減員しました。

定員管理の対象とならない職員については、各種相談員、支援員、推進員等、一定の専門知識や経験を要する業務に非常勤職員<sup>※6</sup>を充て、保育教諭、看護師、保健師等、専門資格を要する職種に嘱託職員を配置したほか、事務補助等に臨時的任用職員を雇用しました。令和 2 年度に施行された会計年度任用職員制度<sup>※7</sup>により、非常勤職員等の任用基準が厳格化されたことを受け、これらの職種をフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員に切り替えました。

※6 非常勤職員：各種審議会、委員会委員等を除く

※7 会計年度任用職員制度：非常勤職員等の任用基準が厳格化され、当市では、労働者性が高いと判断される非常勤職員、嘱託職員、臨時的任用職員を会計年度任用職員に移行

表 3-2 平成 24 年度～令和 2 年度の職員数<sup>※8</sup>の推移（単位：人）

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
退職 <sup>※9</sup>		▲24	▲16	▲11	▲22	▲14	▲17	▲15	▲18	▲27	
採用 <sup>※10</sup>		19	25	10	15	14	21	20	18	20	
再任用（フルタイム）		-	-	-	-	-	-	-	-	3	
その他 <sup>※11</sup>				1	▲1						
職員数小計		395	404	404	396	396	400	405	405	401	
うち任期付職員		-	(8)	(6)	(5)	(8)	(12)	(12)	(11)	(9)	
受入した派遣職員		36	69	79	83	73	56	40	20	11	
定員管理外の職員	再任用（短時間）			1				1	1	1	
	非常勤職員 <sup>※12</sup>	60	52	71	66	73	78	79	87	-	
	嘱託職員	14	19	20	20	20	20	20	21	-	
	臨時的任用職員	108	106	76	81	82	73	57	62	0	
	会計年度任用職員 F <sup>※13</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
	会計年度任用職員 P <sup>※13</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143
職員数小計		218	246	247	250	248	227	197	191	178	
職員数合計		613	650	651	646	644	627	602	596	579	

※8 職員数：各年度 4 月 1 日現在の職員数

※9 退職：前年度中の退職者数

※10 採用：前年度 4 月 2 日から当該年度 4 月 1 日までの採用者数

※11 その他：一部事務組合間との派遣の増減等

※12 非常勤職員：各種審議会・委員会委員等を除いた職員数

※13 F：フルタイム、P：短時間勤務

### (3) 令和3年度～令和5年度

表3-3のとおり、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする数値目標を掲げ、定員の適正化に努めてきました。

数値目標については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式の普及・定着や、国を挙げたデジタル・ガバメントへの移行などにより、行政を取り巻く環境が短期間で劇的に変容する可能性があり、年度ごとに必要な職員数を長期にわたって見通すことが現実的に困難な状況であったことから、令和7年度の職員数を平成23年度と同水準の402人としました。

また、職員の採用及び任用の在り方については、地方分権の推進や高齢化、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、安定した行政運営を行えるよう職員負担に配慮しつつ、常に検証しながら定員の適正化に努めることとし、取り組んできました。

その結果、令和5年4月1日時点での職員数は396人となっており、令和7年度の目標数値402人より6人少なくなっていますが、採用内定後の辞退者が多く、計画より早く職員数が減少したため、職員の負担が増えている状況にあります。

表3-3 前計画数値目標と実績（令和5年4月1日現在）

区分	計画		実績
	R3	R7	R5
人口	35,107	33,527	33,540
職員数	412	402	396
人口比職員数 <sup>※14</sup>	11.7	12.0	11.8

※14 人口比職員数：人口千人当たりの市職員数

表3-4 令和3年度～令和5年度の職員数<sup>※7</sup>の推移（単位：人）

区分		R3	R4	R5
退職 <sup>※9</sup>		▲29	▲28	▲31
採用 <sup>※10</sup>		24	13	17
再任用（フルタイム）		3	10	6
その他 <sup>※11</sup>				
職員数小計		409	404	396
うち任期付職員		(5)	(6)	(6)
受入した派遣職員		1	1	0
定員管理外の職員	再任用（短時間）	0	1	4
	非常勤職員 <sup>※12</sup>	-	-	-
	嘱託職員	-	-	-
	臨時的任用職員	0	0	0
	会計年度任用職員F <sup>※13</sup>	25	27	21
	会計年度任用職員P <sup>※13</sup>	151	146	158
職員数小計		177	175	183
職員数合計		586	579	579

※8～13は、5ページ表3-2の注釈に同じ

## 4 現状分析

### (1) 人口と職員数の推移

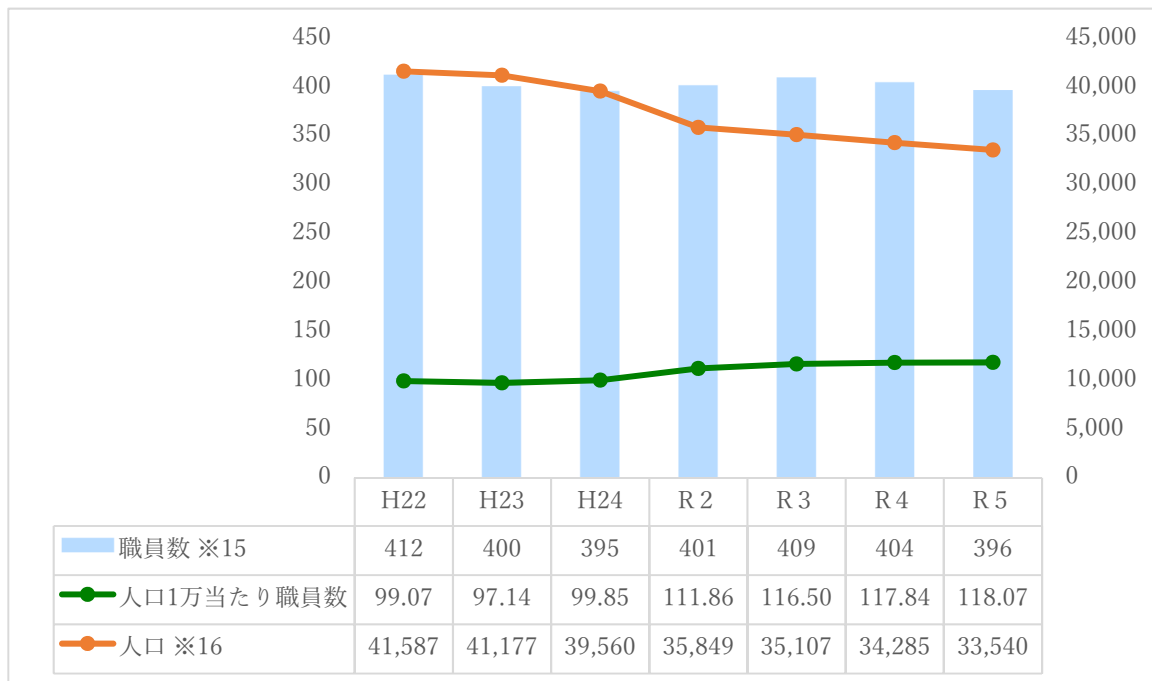
東日本大震災前の平成 22 年度において、職員 1 人当たりの市民の数は 100.9 人、令和 5 年度は 84.7 人となっています。

平成23年度から令和 2 年度までの期間は、この期間を計画期間とする市復興計画に基づき、東日本大震災からの復旧・復興を推進するとともに、復興後の新たなまちづくりのため、震災前とほぼ横ばいの職員数を維持していました。

令和 3 年度からは、人口減少による労働力不足や厳しさを増す財政状況といった当市を取り巻く諸課題を抱える中、持続可能なまちづくりを展開していくため、「大船渡市行政改革大綱」を策定し、取組項目の重点化を図ると同時に業務量の縮減に取り組んでおり、本計画変更前の令和 7 年度の職員数目標 402 人に対して、令和 5 年度の職員数は採用内定後の辞退者が多く退職者の補充ができなかったという状況もあり、結果的に 396 人と目標を上回るペースで推移しています。

また、職員 1 人が受け持つ市民の数は減少してきています。

表 4-1 当市人口と職員数の推移 (単位：人)



※15 職員数：各年度 4 月 1 日現在の職員数（平成 23 年度は 7 月 1 日現在の職員数）

※16 人口：各年 1 月 1 日現在の住基人口（外国人を含む）

### (2) 県内他市との比較

令和 4 年度当初の人口 1 万人当たりの職員数は、表 4-2 のとおり、定員管理調査上の全職員数においては県内 14 市中 6 番目に多い 117.84 人となっており、公営企業会計等を除く職員数においては 7 番目に多い 99.75 人となっており、県内平均よりやや多い職員体制で市民サービスを提供している状況と言えます。



表4-2 県内市における職員人口1万人当たりの職員数（令和4年4月1日現在）

自治体名	人口（人） ①	職員数 （人） ②	人口1万人 当たりの職 員数（人） ②/①*10,000	公営企業等 を除く職員 数（人） ③	人口1万人 当たりの職 員数（人） ③/①*10,000
滝沢市	55,642	338	60.75	291	52.30
北上市	92,413	659	71.31	622	67.31
盛岡市	285,270	2,239	78.49	1,730	78.49
奥州市	113,162	1,048	92.61	737	65.13
花巻市	93,493	898	96.05	854	91.34
久慈市	33,344	345	103.47	307	92.07
一関市	111,792	1,251	111.90	1,086	97.14
二戸市	25,665	300	116.89	274	106.76
大船渡市	34,285	404	117.84	342	99.75
釜石市	31,413	375	119.38	328	104.42
宮古市	49,274	610	123.80	525	106.55
遠野市	25,526	327	128.10	300	117.53
陸前高田市	18,338	249	135.78	223	121.61
八幡平市	24,287	365	150.29	274	112.81

※ 職員数及び人口：総務省「令和4年度地方公共団体定員管理調査」から引用

### (3) 全国の類似団体との比較（令和4年4月1日現在）

#### ア 人口1万人当たりの職員数

総務省から、全国市区町村を対象として、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準にグループ（類型）分けを行い、グループごとに人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、グループ内の各市区町村と比較する参考指標として表4-3のとおり、類似団体別職員数の状況が示されています。

これによると本市は、16類型のうち、人口50,000人未満、2次産業と3次産業に従事する市民の構成比が全体の90%を超え、かつ3次産業が65%未満のグループ（I-2）に分類されます。

令和4年4月1日現在、職員数は同類型の自治体82団体中、本市の公営企業等会計部門職を除いた普通会計部門では29番目に多く、普通会計部門から教育関係職を除いた一般行政部門では13番目に多くなっています。

また、グループ内の平均値と本市の職員数との単純比較では、普通会計部門で11人、一般行政部門でも11人多くなっています。

ただし、算出結果は「あるべき水準」を示すものではなく、例えば、「なぜ自分の団体は他の類似団体と比べ、この部門の職員数が多いのか」といった、各団体が自ら考える“あるべき水準”を検討する上での“気づき”のための指標として活用することを目的としています。

表4-3 同一グループ（類型）内団体の人口1万人当たり職員数

一般市 1-2（82団体）  
 （人口5万未満、産業構造日次・三次90%以上かつ二次65%未満の団体）

普通会計					一般行政部門				
団体名	面積 (R4.10.1)	住基人口 (R4.1.1)	普通会計 職員数 (R4.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)	団体名	面積 (R3.10.1)	住基人口 (R3.1.1)	一般行政 職員数 (R3.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
愛知県 高浜市	13.11	49,280	243	49.31	兵庫県 小野市	92.94	47,833	190	39.72
富山県 滑川市	54.62	33,039	178	53.88	愛知県 高浜市	13.11	49,280	201	40.79
兵庫県 西脇市	132.44	39,203	230	58.67	富山県 滑川市	54.62	33,039	148	44.80
兵庫県 小野市	92.94	47,833	308	64.39	兵庫県 西脇市	132.44	39,203	183	46.68
佐賀県 武雄市	195.40	48,151	316	65.63	兵庫県 加西市	150.98	42,721	200	46.82
兵庫県 加西市	150.98	42,721	283	66.24	茨城県 北茨城市	186.79	41,968	205	48.85
福岡県 大川市	33.62	32,852	218	66.36	岡山県 浅口市	66.46	33,607	177	52.67
茨城県 下妻市	80.88	42,703	288	67.44	山梨県 都留市	161.63	29,516	158	53.53
山梨県 中央市	31.69	30,766	208	67.61	新潟県 見附市	77.91	39,500	216	54.68
富山県 魚津市	200.61	40,477	279	68.93	佐賀県 武雄市	195.40	48,151	267	55.45
山口県 光市	92.13	49,870	347	69.58	新潟県 加茂市	133.72	25,625	143	55.80
栃木県 さくら市	125.63	44,006	307	69.76	群馬県 みどり市	208.42	49,768	278	55.86
山梨県 韮崎市	143.69	28,522	199	69.77	富山県 氷見市	230.54	44,906	253	56.34
三重県 いなべ市	219.83	44,919	315	70.13	兵庫県 加東市	157.55	39,842	227	56.98
石川県 羽咋市	81.85	20,570	145	70.49	山形県 寒河江市	139.03	40,452	234	57.85
栃木県 矢板市	170.46	31,373	222	70.76	栃木県 さくら市	125.63	44,006	257	58.40
兵庫県 加東市	157.55	39,842	283	71.03	茨城県 下妻市	80.88	42,703	250	58.54
群馬県 みどり市	208.42	49,768	354	71.13	兵庫県 赤穂市	126.85	46,039	270	58.65
山形県 寒河江市	139.03	40,452	288	71.20	岐阜県 本巣市	374.65	33,302	198	59.46
茨城県 潮来市	71.40	27,279	197	72.22	山梨県 中央市	31.69	30,766	184	59.81
岡山県 浅口市	66.46	33,607	243	72.31	福岡県 大川市	33.62	32,852	197	59.97
新潟県 加茂市	133.72	25,625	187	72.98	栃木県 矢板市	170.46	31,373	189	60.24
茨城県 北茨城市	186.79	41,968	313	74.58	富山県 魚津市	200.61	40,477	245	60.53
群馬県 富岡市	122.85	47,021	354	75.29	三重県 亀山市	191.04	49,438	301	60.88
富山県 砺波市	127.03	47,626	359	75.38	茨城県 潮来市	71.40	27,279	168	61.59
新潟県 見附市	77.91	39,500	299	75.70	山梨県 韮崎市	143.69	28,522	176	61.71
長野県 駒ヶ根市	165.86	32,189	248	77.04	石川県 羽咋市	81.85	20,570	127	61.74
奈良県 葛城市	33.72	37,755	294	77.87	奈良県 葛城市	33.72	37,755	234	61.98
岐阜県 美濃市	117.01	19,785	155	78.34	三重県 いなべ市	219.83	44,919	280	62.33
岡山県 笠岡市	136.24	46,270	364	78.67	山口県 光市	92.13	49,870	312	62.56
福岡県 宮若市	139.99	27,080	214	79.03	群馬県 富岡市	122.85	47,021	295	62.74
富山県 氷見市	230.54	44,906	356	79.28	茨城県 高萩市	193.55	27,414	176	64.20
山梨県 富士吉田市	121.74	47,744	381	79.80	福島県 本宮市	88.02	30,040	197	65.58
福岡県 豊前市	111.01	24,493	197	80.43	山梨県 上野原市	170.57	22,365	147	65.73
福島県 本宮市	88.02	30,040	244	81.23	石川県 かほく市	64.44	35,854	237	66.10
長野県 岡谷市	85.10	48,095	394	81.92	富山県 砺波市	127.03	47,626	315	66.14
富山県 小矢部市	134.07	28,977	241	83.17	福岡県 宮若市	139.99	27,080	181	66.84
富山県 黒部市	426.31	40,497	337	83.22	福井県 勝山市	253.88	22,144	148	66.84
岐阜県 本巣市	374.65	33,302	285	85.58	岡山県 笠岡市	136.24	46,270	313	67.65
岐阜県 山県市	221.98	25,983	223	85.83	長野県 駒ヶ根市	165.86	32,189	218	67.72
広島県 府中市	195.75	37,226	324	87.04	栃木県 那須烏山市	174.35	25,130	171	68.05
長野県 諏訪市	109.17	48,636	425	87.38	静岡県 御前崎市	65.57	31,181	213	68.31
栃木県 那須烏山市	174.35	25,130	220	87.54	大分県 臼杵市	291.20	36,830	253	68.69
山梨県 都留市	161.63	29,516	261	88.43	山梨県 大月市	280.25	22,629	156	68.94
広島県 竹原市	118.23	24,071	216	89.73	千葉県 富津市	205.40	42,665	297	69.61
宮城県 白石市	286.48	32,526	293	90.08	富山県 黒部市	426.31	40,497	282	69.63
三重県 亀山市	191.04	49,438	450	91.02	岐阜県 美濃市	117.01	19,785	138	69.75
石川県 かほく市	64.44	35,854	331	92.32	福岡県 豊前市	111.01	24,493	172	70.22
大分県 臼杵市	291.20	36,830	358	97.20	新潟県 五泉市	351.91	48,091	340	70.70
新潟県 妙高市	445.63	30,828	300	97.31	福井県 大野市	872.43	31,622	226	71.47
山梨県 上野原市	170.57	22,365	218	97.47	新潟県 糸魚川市	746.24	40,534	292	72.04
茨城県 高萩市	193.55	27,414	273	99.58	山梨県 富士吉田市	121.74	47,744	346	72.47
山形県 長井市	214.67	25,786	257	99.67	長野県 岡谷市	85.10	48,095	352	73.19
岩手県 大船渡市	322.51	34,285	342	99.75	広島県 大竹市	78.66	26,339	196	74.41
滋賀県 米原市	250.39	38,136	381	99.91	岐阜県 山県市	221.98	25,983	194	74.66
千葉県 富津市	205.40	42,665	427	100.08	岡山県 備前市	258.14	32,667	244	74.69
福井県 勝山市	253.88	22,144	222	100.25	宮城県 白石市	286.48	32,526	243	74.71
新潟県 五泉市	351.91	48,091	483	100.43	京都府 綾部市	347.10	32,384	243	75.04
兵庫県 赤穂市	126.85	46,039	465	101.00	富山県 小矢部市	134.07	28,977	218	75.23
福井県 あわら市	116.98	27,244	276	101.31	大分県 津久見市	79.48	16,307	123	75.43
広島県 大竹市	78.66	26,339	267	101.37	新潟県 小千谷市	155.19	34,062	258	75.74
岐阜県 瑞浪市	174.86	36,482	373	102.24	広島県 竹原市	118.23	24,071	184	76.44
兵庫県 朝来市	403.06	29,165	301	103.21	岐阜県 瑞浪市	174.86	36,482	280	76.75
福井県 大野市	872.43	31,622	328	103.73	兵庫県 朝来市	403.06	29,165	227	77.83
岐阜県 恵那市	504.24	48,371	502	103.78	長野県 諏訪市	109.17	48,636	379	77.93
岩手県 釜石市	440.35	31,413	328	104.42	石川県 能美市	84.14	49,769	388	77.96
兵庫県 宍粟市	658.54	36,010	378	104.97	広島県 府中市	195.75	37,226	291	78.17
京都府 綾部市	347.10	32,384	342	105.61	新潟県 妙高市	445.63	30,828	242	78.50
石川県 能美市	84.14	49,769	531	106.69	岐阜県 恵那市	504.24	48,371	383	79.18
富山県 南砺市	668.64	48,624	519	106.74	岩手県 大船渡市	322.51	34,285	272	79.33
新潟県 糸魚川市	746.24	40,534	438	108.06	滋賀県 高島市	693.05	46,926	385	82.04
新潟県 小千谷市	155.19	34,062	372	109.21	福井県 あわら市	116.98	27,244	228	83.69
岡山県 備前市	258.14	32,667	368	112.65	兵庫県 宍粟市	658.54	36,010	303	84.14
静岡県 御前崎市	65.57	31,181	359	115.13	滋賀県 米原市	250.39	38,136	327	85.75
滋賀県 高島市	693.05	46,926	542	115.50	岐阜県 郡上市	1030.75	39,761	347	87.27
大分県 津久見市	79.48	16,307	189	115.90	山形県 長井市	214.67	25,786	232	89.97
山梨県 大月市	280.25	22,629	269	118.87	島根県 大田市	435.34	33,243	300	90.24
奈良県 御所市	60.58	24,515	295	120.33	岩手県 釜石市	440.35	31,413	284	90.41
岐阜県 郡上市	1,030.75	39,761	485	121.98	富山県 南砺市	668.64	48,624	461	94.81
島根県 大田市	435.34	33,243	425	127.85	岐阜県 飛騨市	792.53	23,028	234	101.62
岐阜県 飛騨市	792.53	23,028	343	148.95	岐阜県 下呂市	851.21	30,738	335	108.99
岐阜県 下呂市	851.21	30,738	469	152.58	奈良県 御所市	60.58	24,515	270	110.14
1-2 合計		2,936,083	25,841	88.01	1-2 合計		2,936,083	20,004	68.13

※ 総務省「類似団体別職員数の状況（令和4年4月1日現在）」から抜粋

## イ 類似団体別職員数

配置職員数が多い部門は、総務・企画、税務、農林・水産、商工、土木となっており、東日本大震災からの復興事業を推進しながら、ILC、協働まちづくりなど新たな行政課題に対応する体制や企業立地港湾課や産業政策室など他自治体にはない業務があることが要因と考えられます。

一方、配置職員数が顕著に少ない部門は、民生、衛生、教育でした。職員の配置を要する清掃業務や幼稚園などが無いことが影響しているものと考えられます。

類似団体別職員数とは、人口規模と産業構造を基準に団体を分類した後、団体の人口及び職員数を用いて、分類ごとの人口1万人当たりの職員数を加重平均により算出し、指数化したものです。

類似団体ごとに「単純値」と「修正値」があり、本計画においては、中・小部門に職員を配置している団体の平均値を算出したもので、中・小部門の職員数を比較する場合に適した「修正値」を基に試算した値により分析しています。

表 4-4 定員管理診断表「類似団体別職員数の状況」修正値による比較

令和4年4月1日現在（単位：人）

部門	大船渡市の組織	大船渡市 (a)	類似 団体 (b)	比較 (a-b)
議会	議会事務局	5	4	1
総務・ 企画	○総務一般：新型コロナウイルス感染症対策室、企画調整課（統計係）、秘書広報課（秘書係）、総務課、財政課、契約検査室、三陸支所（総務振興係）、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局 ○企画開発：企画調整課（企画係、政策調整係）、ILC推進室 ○住民関連：市民協働課、生涯学習課、市民環境課（市民登録係、交通安全係、市民生活係）、防災管理室、秘書広報課（広聴広報係）、三陸支所（市民係）、出張所、市民文化会館	104	82	22
税務	税務課	19	17	2
民生	国保医療課（医療給付係、国民年金係）、子ども課、子育て世代包括支援センター、地域福祉課、こども園	56	78	△22
衛生	○衛生：市民環境課（環境衛生係）、健康推進課 ○公害：市民環境課（環境衛生係）	18	55	△37
労働	商工課（労政係）	1	2	△1
農林 水産	○農業：農林課（農政係、農林土木係、地籍調査係）、農業委員会事務局 ○林業：農林課（林業係） ○水産：水産課	30	20	10
商工	○商工：商工課（商工係）、企業立地港湾課（企業立地係、交通通信係）、産業政策室 ○観光：観光交流推進室	19	13	6
土木	○土木：建設課、企業立地港湾課（港湾振興係） ○建築：住宅管理課（住宅管理係、住宅建築係） ○都市計画：住宅管理課（庶務係）、土地利用課	43	32	11
<b>一般行政 計</b>		<b>295</b>	<b>303</b>	<b>△8</b>
教育	○教育一般：学校教育課、学校統合推進室、教育研究所 ○社会教育：生涯学習課（総務係、生涯学習係、芸術文化係）、中央公民館、博物館 ○保健体育：北部学校給食センター、共同調理場 ○義務教育：小学校、中学校	47	81	△34
消防		—	—	—
<b>普通会計 計</b>		<b>342</b>	<b>384</b>	<b>△42</b>

※ 保育士 23 人は令和 5 年度定員管理調査から「民生（保育所）」でカウントしていることから、令和 4 年度定員管理調査回答の「教育（幼稚園）」から「民生（保育所）」に修正

※ 類似団体の人数は、行ごとに算出しているため、計が一致しない場合あり

※ 修正値の算定において過大となるのを防ぐため、消防を除いて算定

#### (4) 定員回帰指標による試算値との比較

定員回帰指標は、地方公共団体定員管理研究会（総務省内の研究会）が情報提供しているもので、地方公共団体の人口と面積の二つの説明変数を用いて、その団体の標準的な職員数を試算できる参考指標です。

普通会計部門においては31人不足しており、一般行政部門においては35人上回っている状況です。

表4-5 定員回帰指標による試算値との比較（令和4年4月1日現在）

人口 (人) X1	面積 (km <sup>2</sup> ) X2	普通会計部門（人）			一般行政部門（人）		
		職員数 ①	試算値 ②	超過数 ①-②	職員数 ③	試算値 ④	超過数 ③-④
33,948	322.51	349	380	△31	302	267	35

※ 本指標による試算値には、一部事務組合の当該団体相当職員数が含まれるため、上記職員数は、**当市職員数（普通会計342人、一般行政295人）に一部事務組合の当市相当職員7人を加えた数値**

※ 試算値＝ $aX1+bX2+c$

a:人口千人当たりの係数：一般行政「4.0」、普通会計「5.7」

b:面積1km<sup>2</sup>当たりの係数：一般行政「0.22」、普通会計「0.33」

c:一定値：一般行政「60」、普通会計「80」

#### (5) 人件費の状況

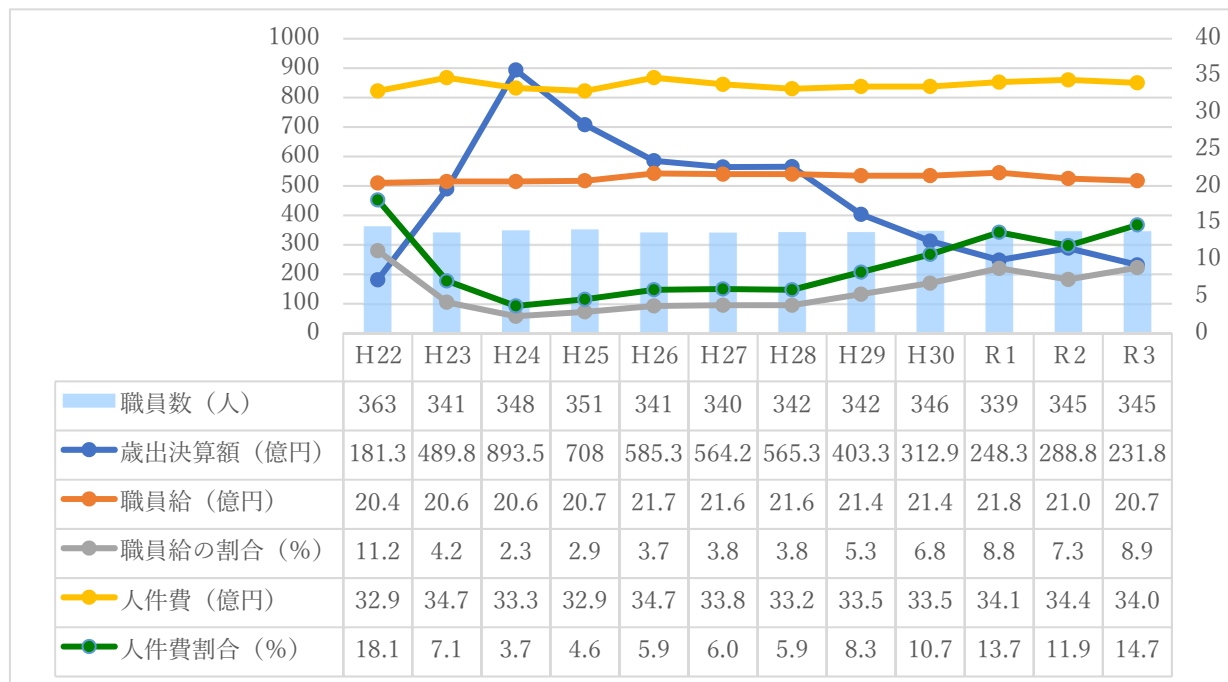
当市普通会計歳出決算額に占める職員給の割合は、表4-6のとおり、東日本大震災前の平成22年度は11.2%となっています。

震災後は、震災復興関連事業等により、市の普通会計決算額が増大したことから、大きく減少しましたが、震災復興関連事業の減少とともに徐々に上昇し、令和3年度は8.9%となっています。

また、岩手県内沿岸部の市及び人口類似団体では、表4-7のとおりとなっており、同じような水準であると言えます。

なお、当市における令和3年度人件費の割合は14.7%となっており、令和3年度全国市町村平均15.7%（令和5年版地方財政白書第41図参照）と比較すると低い水準となっています。

表 4-6 職員給の割合等の推移



- ※ 各データ：各年度の「決算カード」における公表値
- ※ 職員給：給料と諸手当（扶養・住居・通勤・期末勤勉手当など）
- ※ 人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、議員報酬等、委員等報酬等
- ※ 表 4-2 総務省「令和 4 年度地方公共団体定員管理調査」と集計項目が異なるため職員数は不一致

表 4-7 県内沿岸部の市・類似団体の歳出総額における職員給割合等の推移

	県内沿岸部の市					I-2 分類中の人口類似団体		
	大船渡市	釜石市	陸前高田市	宮古市	久慈市	岡山県 浅口市 (沿岸)	石川県 かほく市 (沿岸)	新潟県 小千谷市 (内陸)
人口 (人)	34,285	31,413	18,338	49,272	33,344	33,607	35,854	34,062
面積 (km <sup>2</sup> )	322.51	440.35	231.94	1259.15	623.50	66.46	64.44	155.19
歳出決算額 (億円)	231.8	235.5	264.5	389.6	240.8	157.5	190.2	189.0
職員給 (億円)	20.7	21.6	13.2	33.1	20.2	14.0	16.7	19.6
職員給割合 (%)	8.9	9.2	5.0	8.5	8.4	8.9	8.8	10.4
人件費 (億円)	34.0	33.5	21.0	53.4	32.8	25.8	40.6	33.9
人件費割合 (%)	14.7	14.2	7.9	13.7	13.6	16.4	17.5	17.9
職員数 (人)	345	345	225	518	314	244	335	372

- ※ 人口：総務省「令和 4 年度地方公共団体定員管理調査」から引用（令和 4 年 1 月 1 日時点）
- ※ 人口以外の情報：令和 3 年度「決算カード」における公表値
- ※ I-2 分類：8 ページ(3)全国の類似団体との比較に記載

(6) 年齢構成

当市職員の年齢構成（令和5年4月1日現在）は、表4-8のとおり、40代が115人と最も多くなっていますが、令和6年4月1日以降は、現在49歳の25人が50代となり、採用・退職を除くと若年層になるにつれて職員数が少なくなっていく傾向にあります。

また、職種別構成は表4-9、年齢構成は表4-9のとおりとなっています。

保健師、保育教諭、学芸員、建築・電気技師等、専門職員の一部で年齢構成の偏りが顕在化していることから、職務経験者の募集や応募要件の緩和等により、その解消に努めていく必要がありますが、職員採用に当たっては、少子化や人口減少、施設整備等を勘案する必要があります。

表4-8 年齢別職員数（令和5年4月1日現在）

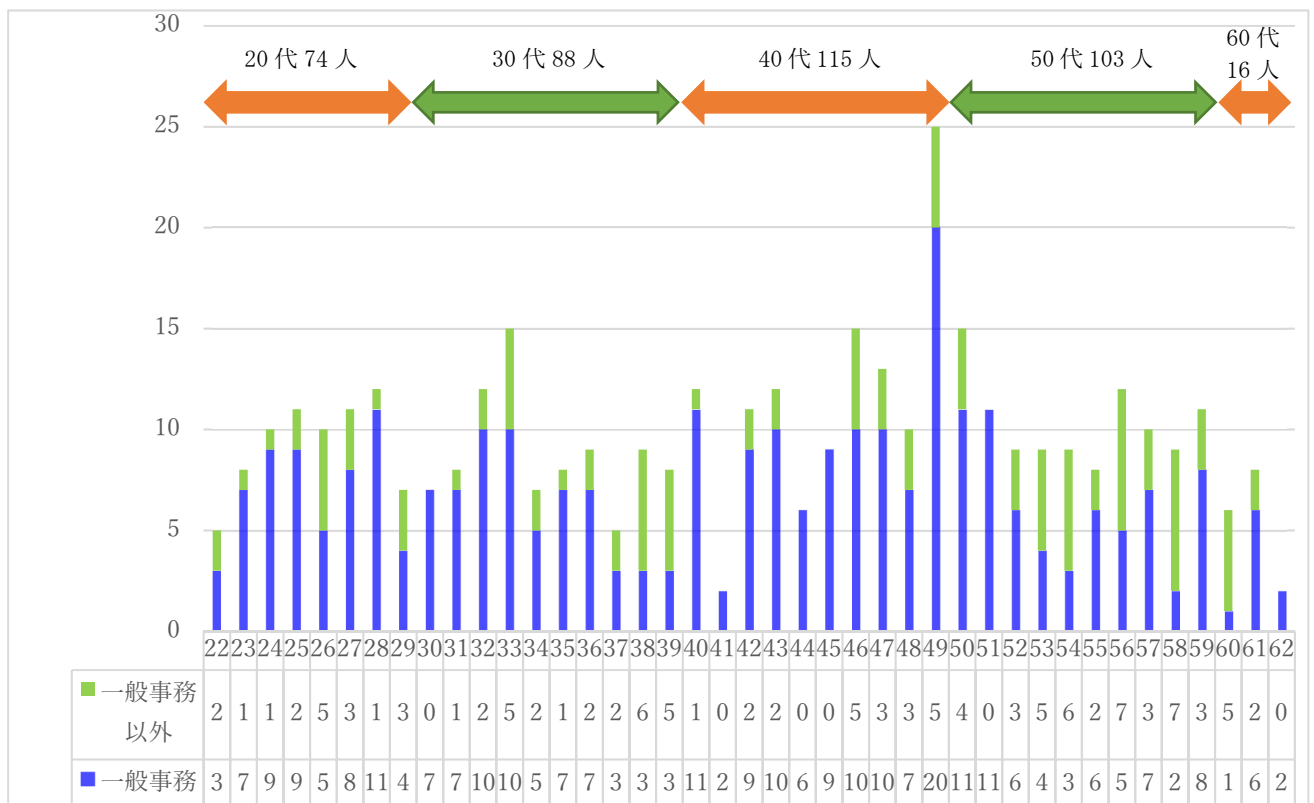


表4-9 職種別構成（令和5年4月1日現在）

単位：人

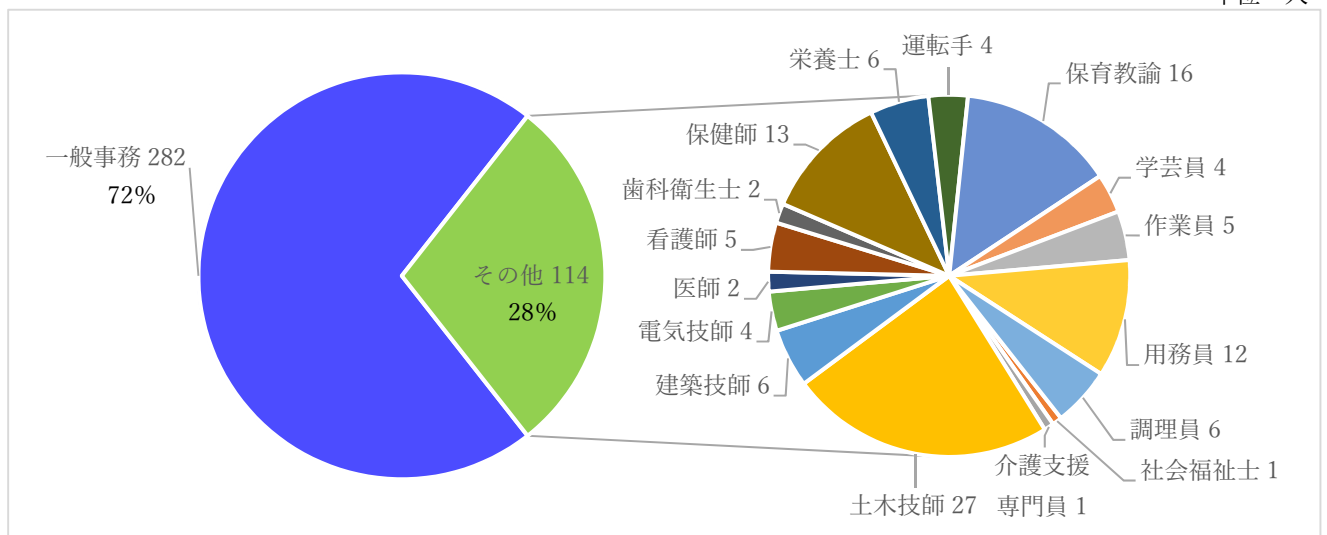


表4-10 職種別年齢構成（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

年齢（歳）	一般事務	土木技師	建築技師	電気技師	医師	看護師	歯科衛生士	保健師	社会福祉士	一般事務 社会福祉士	介護支援専門員	栄養士	運転手	保育教諭	学芸員	作業員	用務員	調理員
18																		
19																		
20																		
21																		
22	3	2																
23	7							1										
24	9							1										
25	9							1						1				
26	5	2	1									1		1				
27	8							1						2				
28	11													1				
29	4	1										1		1				
30	7																	
31	7							1										
32	9								1					1				
33	10	3												2				
34	5	1												1				
35	7													1				
36	6	1						1	1									
37	3											1		1				
38	3	2				1		1							1		1	
39	3			1		1		1						2				
40	11														1			
41	1								1									
42	8					1	1				1							
43	9	2								1								
44	6																	
45	9																	
46	10	1	1									1		1			1	
47	10	1	1			1												
48	7	1														1	1	
49	20	1															3	1
50	11		1									1			1	1		
51	11																	
52	6		1		1											1		
53	4	1						1					1				1	1
54	3	1		1									1				2	1
55	6							1									1	
56	5	2		1	1			1					1				1	
57	7			1		1						1						
58	2	4					1	1									1	
59	8	1						1					1					
60	1													1		1		3
61	6		1													1		
62	2																	
63																		
64																		
計	279	27	6	4	2	5	2	13	1	3	1	6	4	16	4	5	12	6

合計 396 人

※ 一般事務（社会福祉士）は、一般事務採用で社会福祉士の資格を持っている職員



## (7) 時間外勤務命令の状況

市職員の働き方改革を進めるため、令和元年度から時間外勤務命令の上限を原則1か月45時間、1年360時間<sup>※17</sup>と規定されました。

各部署において、不要な仕事の削減・廃止、効率的手法の導入、業務配分の平準化などの削減努力により、時間外勤務命令総数は表4-11のとおり減少傾向にあります。

厳しい財政状況を鑑み、今後においても全庁体制で時間外勤務の縮減を推進する必要があります。

※17 例外的措置：他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員については、1か月100時間未満、1年720時間が認められています。

表4-11 時間外勤務命令の時間総数及び一人当たり平均時間の推移（単位：時間）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
時間総数	63,505	81,999	68,370	65,314	57,519
一人当たり平均	159	210	173	167	147

※ 会計年度任用職員パートタイム分を除く

## (8) 障害者雇用の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律により、地方公共団体等には、表4-12のとおり法に定める割合（法定雇用率）以上の障害者雇用が義務づけられています。

当市においては、令和5年6月1日現在、教育委員会が法定雇用率2.6%（1人）に対し、実雇用率1.45%（1人）、市長部局は法定雇用率2.6%（12.5人）に対し、実雇用率2.5%（12人）という状況です。

令和6年4月及び令和8年7月に段階的に法定雇用率が引上げになることから、雇用が課題となっています。

表4-12 障害者法定雇用率の引上げ

区分	R5年度	R6.4月	R8.7月
法定雇用率	2.6%	2.8%	3.0%
規定人数	12.5人（1.8人）	13.4人（2.0人）	14.4人（2.2）
実人数	12人（1人）	14人（2人）	15人（3人）

※ 規定人数及び実人数のR6.4月以降の人数は、予定人数

※ 規定人数及び実人数は、（ ）外は市長部局、（ ）内は教育委員会的人数

## (9) 会計年度任用職員の状況

会計年度任用職員については、正規職員の代替や行政需要に応じて任用しており、任用数は表4-13のとおり、ほぼ横ばいで推移しています。

勤務時間については、表4-14のとおり、会計年度任用職員の多くは週30時間勤務のパートタイム職員となっています。

また、職種については、表4-15のとおりとなっていますが、その他の職種は40職種に区分され、雇用条件が複雑・多様化しています。

市全体の職員数の3分の1が会計年度任用職員となっていることから、組織において有効に機能するよう適材適所で配置・任用することが重要となります。



表 4-13 会計年度任用職員の任用状況

区 分	R2	R3	R4	R5
フルタイム	23	26	27	21
パートタイム	143	151	149	158
合 計	166	177	176	179

※ 各年度 4 月 1 日の状況（産休育休代替職員等年度途中での採用あり）

表 4-14 週の勤務時間

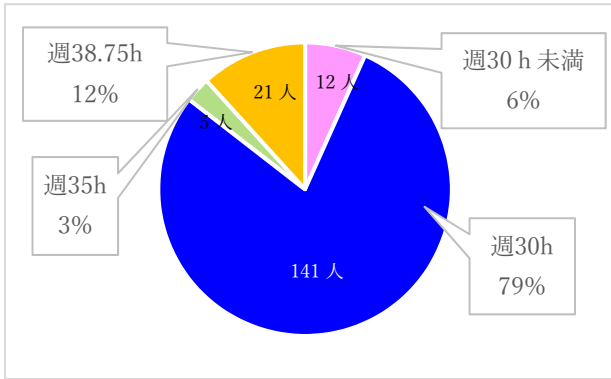
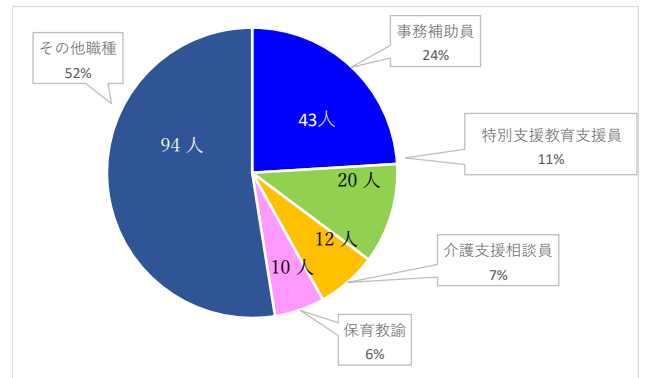


表 4-15 任用職種の割合



(10) 61 歳以上の職員について

地方公務員法の一部改正に伴い、令和 6 年度から定年引上げが段階的に実施されます。定年引上げを踏まえた 61 歳以上の職員数の推移予測は、表 4-16 のとおりです。

職員採用においては、これまで定年退職者や希望退職者、再任用終了等を考慮して行ってきましたが、定年引上げにより、奇数年度に定年退職者が発生しない状況となるため、今後においては、60 歳から 65 歳の働き方が常態化する中で、年齢構成や行政需要の動向等を的確に捉え、バランスに配慮した採用が求められます。

表 4-16 再任用職員と定年引上げ対象職員の推移予測

※表中の年齢は年度末の年齢

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	
定年	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳			
生 年 月 日	S34.4.2 ~S35.4.1	64歳 暫定再任用 1人										
	S35.4.2 ~S36.4.1	63歳 暫定再任用 2人	64歳 暫定再任用 2人									
	S36.4.2 ~S37.4.1	62歳 暫定再任用 10人	63歳 暫定再任用 8人	64歳 暫定再任用 8人	65歳 暫定再任用 8人							
	S37.4.2 ~S38.4.1	61歳 暫定再任用 7人	62歳 暫定再任用 4人	63歳 暫定再任用 4人	64歳 暫定再任用 4人	65歳 暫定再任用 4人						
	S38.4.2 ~S39.4.1	60歳 12人	61歳 定年退職 11人	62歳 暫定再任用 11人	63歳 暫定再任用 11人	64歳 暫定再任用 11人	65歳 暫定再任用 11人					
	S39.4.2 ~S40.4.1	59歳 9人	60歳 9人	61歳 定年延長 8人	62歳 定年退職 8人	63歳 暫定再任用 6人	64歳 暫定再任用 6人	65歳 暫定再任用 6人				
	S40.4.2 ~S41.4.1	58歳 10人	59歳 9人	60歳 9人	61歳 定年延長 7人	62歳 定年延長 7人	63歳 定年退職 7人	64歳 暫定再任用 3人	65歳 暫定再任用 3人			
	S41.4.2 ~S42.4.1	57歳 12人	58歳 12人	59歳 12人	60歳 12人	61歳 定年延長 11人	62歳 定年延長 11人	63歳 定年延長 11人	64歳 定年退職 11人	65歳 暫定再任用 7人		
	S42.4.2 ~S43.4.1	56歳 7人	57歳 7人	58歳 7人	59歳 7人	60歳 7人	61歳 定年延長 6人	62歳 定年延長 6人	63歳 定年延長 6人	64歳 定年延長 6人	65歳 定年退職 5人	
	S43.4.2 ~S44.4.1	55歳 9人	56歳 9人	57歳 9人	58歳 9人	59歳 9人	60歳 9人	61歳 定年延長 9人	62歳 定年延長 9人	63歳 定年延長 9人	64歳 定年延長 9人	65歳 定年退職 9人
	退職又は再任用終了	6人	3人	2人	11人	6人	15人	6人	7人	8人	5人	9人

※ 退職又は再任用終了は、意向調査によるもので、希望退職の予測値は除外

## 5 定員管理計画の内容

### (1) 基本方針

当市の職員体制については、これまで地方分権の推進や複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、安定した行政運営を行えるよう、職員負担に配慮しつつ、職員の採用・任用のあり方を常に検証しながら定員の適正化に努めてきましたが、現状分析で述べたとおり、定員管理診断表「類似団体別職員数の状況」修正値による比較（P10 表 4-4）では職員数が少かったものの、人口 1 万人当たり職員数（P9 表 4-3）や定員回帰指標による試算値との比較（P11 表 4-5）における一般行政部門の職員数においては、職員数が多いという結果でした。

また、当市の財政計画では、令和 10 年度に歳出総額を約 190 億円とする目標を掲げており、現時点の職員給で試算すると、職員給の割合は、11.5%となり、震災前の平成 22 年度の 11.2%を超えることから、財政面での対応が課題となっています。

このため、継続的な事務事業の見直しやDX、ICT化などによる業務量の縮減を進めると同時に、職員のワークライフバランスと行政課題への対応に配慮した定員管理が求められます。

そこで、本計画において、次のとおり定員管理の基本方針を定め着実に推進します。

### ～ 定員管理の基本方針 ～

#### 1 業務量に対する適正な配置

- 重点施策や行政課題への対応、大船渡市総合計画や大船渡市行政改革大綱等により見込まれる業務量に応じた適正な職員数を配置します。

#### 2 人材育成型の人事管理

- 大船渡市人材育成基本方針に基づき、研修等を通じた職員の資質・能力の向上を図るとともに、職員が活躍できる機会の創出や勤労意欲の向上に努めます。

#### 3 業務改革の推進

- DXの推進やICT化、継続的な事務事業の見直し等を行い、人件費の増加を最小限に抑えつつ、生産性の高い効率的な職員配置を行います。

#### 4 職員の健康維持及びワーク・ライフ・バランスを図るための取組

- 職員の健康維持や心身のリフレッシュ、業務能率の向上を図るため、勤務制度の改正に柔軟に対応し、働きやすい職場づくりに継続的に取り組みます。

## (2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、今後、大船渡市総合計画や大船渡市行政改革大綱の見直しなど、上位計画等に変更があった場合、あるいは、当市を取り巻くさまざまな環境変化などにより、定員管理のあり方を変更しなければならない場合には、必要に応じて変更することとします。

## (3) 対象職員

定員管理計画の対象となる職員は、総務省の地方公共団体定員管理調査の対象職員に準拠し、表5-1のとおりとします。

表5-1 定員管理計画の対象職員

対象とする職員	除外する職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規職員*</li> <li>・ 任期付職員</li> <li>・ 再任用職員（フルタイム）</li> <li>・ 暫定再任用フルタイム職員</li> <li>・ 岩手県後期高齢者医療広域連合への派遣職員</li> <li>・ 岩手県への派遣（割愛派遣を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）</li> <li>・ （常勤及び非常勤）特別職 ・ 臨時的任用職員</li> <li>・ 気仙広域連合職員 ・ 受入した派遣職員</li> <li>・ 大船渡地区環境衛生組合職員</li> <li>・ 岩手県等への割愛派遣職員</li> <li>・ 岩手沿岸南部広域環境組合への派遣職員</li> <li>・ 暫定再任用短時間勤務職員</li> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員</li> </ul>

※ 定年引上げ対象者含む

## (4) 数値目標

定員管理の基本方針に基づき、他自治体の職員規模や市財政における人件費の状況、調理員の委託への転換、職員の時間外勤務の状況等を踏まえ、表5-2のとおり、令和6年度以降の年度別目標職員数を定めることとします。

表5-2 定員管理計画の数値目標

単位：人

年度	R5 実績	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
職員数（目標）①	396	385	387	382	378	371
退職者等数②	21	14	14	21	17	-
年度末職員数①-②	375	371	373	361	361	-
翌年度採用者等数	10	16	9	17	10	-
将来推計人口③	33,540	32,565	32,025	31,479	30,933	30,387
人口1万当たりの職員数①/③*10,000	118.07	118.23	120.84	121.35	122.20	122.09

※ 各項目においてR5年度は実績値

※ 退職者等数には、表5-1の除外する職員を含む

※ R6年度以降の退職者等数は、希望退職者数を過去3年の平均値12人を加えた予測値である。また、定年退職後再任用を希望している職員は含まない。（再任用終了時点でカウント）

※ 翌年度採用者等数には、派遣等で対象から除外されていた職員が帰任により対象となる場合を含む

※ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所2023年推計の2025年度推計値32,025人等を基に推計

### ～ 職員採用について～

職員採用については、各年度の希望退職者や 61 歳以降に短時間勤務を選択する職員の割合など、採用数への影響が流動的であることから、これらの動向を注視し、年度ごとに柔軟に対応していくこととします。

また、令和 5 年度から定年引上げの導入により、10 年の間は、定年退職者の発生は隔年となることから、職員の年齢構成のバランスに影響を及ぼすことから、退職者の補充については、複数年度間で調整し、職員の年齢構成の平準化に努めます。

## (5) 定員管理の具体的方策

### ア 人事異動による柔軟な職員配置の実施

ジョブローテーションの考え方を基本としつつ、重点施策や行政課題への対応など、人事ヒアリングを通じて各部署の業務量を見定め、業務量に応じた適正な職員配置を行うとともに、職員の持つ能力を最大限に発揮できる部署への配置を行います。

### イ 人材育成

研修機会の充実強化により、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応できるスキルやノウハウを身につけ、市民から信頼される職員の育成を図ります。

また、職員の成長やモチベーションの維持・向上、能力開発につなげるため、職階毎に取り組んでいる人事評価の結果を職員の育成に生かしていきます。

### ウ 業務改革の推進

事務事業をゼロベースで見直し、公共事業として役割を終えたものや民間活力を利用することで市民サービスの向上につながるもの等については、積極的に見直しを行います。

また、事務事業の見直しに係る提案を求めるとともに、事務改善事例について共有化を図り、日常的に改革・改善に取り組む環境づくりに努めます。

さらに、DXの推進や行政事務へのAIの活用等により、事務処理の効率化、事務の生産性向上に取り組めます。

### エ 組織・機構の見直し

行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織体制の強化・改善、さらには課内あるいは部内の助勤体制などに取り組みながら、効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。

### オ 専門性の確保

市民ニーズの多様化・複雑化に伴い、多様な行政分野で高度な専門性を確保するため、在職職員の研修制度の充実強化を図るとともに、任期付職員の任用や民間人材の活用など、多様な手法の中から最適なものを選択していきます。

## カ 職員採用・雇用の多様化

変容する行政需要に対応し、一定の行政サービス水準を維持していくため、職員採用試験における年齢要件の緩和や退職職員の再任用のほか、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成するため、引き続き障害者の採用に取り組みます。

## キ 職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの推進

事務事業そのものや事務処理の仕方の見直し等により、時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的取得を推進し、職員の健康管理に配慮するとともに、職員として職責を果たしながら、家庭との両立ができる職場の環境づくりを進めることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

### (6) 会計年度任用職員の任用管理について

本計画では、会計年度任用職員は定員管理の対象外ですが、職員数全体に占める会計年度任用職員の割合が約45%と高く、市の財政に与える影響が大きいことから、正規職員とのバランスを考慮し、任用・更新（再度の任用）が必要な業務を見極めて配置するなど一定の任用管理を行いながら適正な配置を行う必要があることから、次のとおり任用管理の方針を定めます。

#### ～ 会計年度任用職員の任用管理方針 ～

- 1 会計年度任用職員を任用する際には、任用の必要性、従事させる業務の内容や実施期間等を記載した書類の提出及びヒアリングを行います。
- 2 育児休業取得者等の代替や突発的業務の発生による補充等については、予算の許す範囲において必要期間（育児休業代替は復帰までの間）、代替の会計年度任用職員を補充することとします。
- 3 新年度の会計年度任用職員の配置を検討する際には、業務量や正規職員とのバランスを考慮し、必要人数、配属等を検討します。